

(保 76)  
平成 23 年 6 月 17 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長  
中川俊男

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る  
一部負担金等の取扱いについて（その 8）  
(6 月診療等分及び 7 月以降の診療等分の取扱い)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関し、災害救助法適用地域（東京都を除く。）及び被災者生活再建支援法の適用地域の住民の方で、

- ①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合
- ⑥原子力災害対策特別措置法の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った場合
- ⑦原子力災害対策特別措置法の規定による、計画的避難区域及び日緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合

につきましては、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額（以下、「一部負担金等」という。）を当面、6月末日まで支払いを猶予することとし、7月以降は保険者や市町村に申請のうえ交付される「一部負担金等免除証明書」を提示した被保険者等に対してのみ、窓口での一部負担金の支払いは平成 24 年 2 月末まで、入院時食事療養費・入院時生活療養費の標準負担額の支払いは厚生労働大臣が定める日までの間（平成 23 年 8 月末までを予定）免除となる等、平成 23 年 5 月 9 日付け（保 48）及び平成 23 年 5 月 25 日付け（保 62）F にて、ご連絡申し上げたところであります。

今般、平成 23 年 6 月末日までに、「一部負担金等免除証明書」を交付できない市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者につきましては、当面、被保険者証等の提示により確認することで、免除証明書の提示を要しない取扱いとしておりましたが、一部の市町村を除き、免除証明書の提示が必要となる期日が通知されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。（改正箇所は下線部）

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- ◆ 1 に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則第 5 条及び第 5 条の 2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第 5 条及び第 5 条の 2 並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条の規定により一部負担金等の支払いを受け

ることを、2に掲げる期間免除することができる。

## 1 対象者の要件

(1) 及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 災害救助法の適用市町村（東京都を除く。）及び被災者生活再建支援法の適用市町村のうち、別添の【参考資料】に示した市町村に住所を有する（地震の発生以後、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者であること。

（対象地域（市町村）につきましては、別添【参考資料】をご参照下さい。）

(2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
  - ⑥ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った旨
  - ⑦ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨
- （⑥及び⑦に係る対象地域につきましては、別添【参考資料】をご参照ください。また、⑥及び⑦の対象地域以外の住民の方で、自主避難されている方は対象となりません。）

## 2 取扱いの期間

平成24年2月29日まで、一部負担金等の支払を免除する取扱いとする。（ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については平成23年8月31日までを予定）

上記1(2)③「主たる生計維持者の行方が不明である旨」の場合は、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限る。

なお、上記1(2)⑥「原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った旨」の屋内への退避に係る指示の解除の対象となった場合であっても、引き続き、6月までの診療等分について、6月末日まで、支払を猶予する。

## 3 医療機関における確認等

(1) 平成23年6月末までの確認方法等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が上記1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の上記1(2)の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年

月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先

② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場

合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険の被保険者については、これらに加えて組合名）を記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

## （2）平成23年7月1日からの確認の方法等

平成23年7月1日以降は、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を免除する。

ただし、「以下の市町村国保の被保険者」又は、「以下の3県の後期高齢者医療広域連合の被保険者で被保険者証に記載された住所が以下の市町村である者」は、それぞれ右欄に記載する日から免除証明書の提示を求めることとし、それまでの間は、被保険者証等の提示によりこれらを確認し、上記1の対象者の要件に該当することを口頭により申し出ることで足りるため免除証明書の提示は不要である。

県名	市町村名	免除証明書の提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	<u>平成23年 8月1日</u>
宮城県	女川町	<u>平成23年10月1日</u>
	南三陸町	<u>平成23年 9月1日</u>
福島県	田村市、南相馬市	<u>平成23年 8月1日</u>
	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	<u>免除期間の終了日まで免除証明書の提示は不要</u>

※ 免除証明書が不要となる者以外で、平成23年6月末まで一部負担金等の支払いを猶予されていた被保険者等が、7月以降、「一部負担金等免除証明書」を持参されなかった場合には、窓口において一部負担金等を徴収することとなります。その際、保険者に「一部負担金等免除証明書」の交付申請をするとともに、支払った一部負担金等の還付申請をするよう患者さんにご周知ください。

## 4 その他

（1）本取扱いに基づき一部負担金等の支払いを猶予・免除した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」（平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の3を参照されたい。

（2）上記3（2）のとおり、平成23年7月1日からは免除証明書が必要となるため、各保険医療機関等においては、現在、一部負担金等の支払を猶予している患者に対し、速やかに保険者へ免除証明書の申請を行うよう、周知にご協力ください。

（3）次に掲げる者は、保険者へ申請することにより、すでに保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金等について保険者から還付を受けることができる。

- ① 平成23年6月末までの間に、上記1の要件に該当していたが一部負担金等の支払いを行った者
- ② 平成23年7月以降、保険者による手続きが遅滞している等、免除証明書を医療機関の窓口に提出しなかったことがやむを得ないと認められる者

<添付資料>

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その8）（6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い）  
(平23.6.14 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

**【参考資料（再送）】**

一部負担金等の支払猶予（平成23年6月末まで）・一部負担金等の支払免除（平成24年2月末（入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額は平成23年8月末を予定）まで）対象地域（2011.5.24現在 日本医師会作成）